

市民参加手続提案制度 活用マニュアル



平成24年4月
狛江市

提案制度について

狛江市では市民参加と市民協働を推進するため、「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」を平成15年4月1日から施行しています。

平成18年12月19日に狛江市市民参加と市民協働に関する審議会が、この条例の運用状況についての「平成17年度狛江市市民参加と市民協働に関する総合的評価」について、市に答申をしました。

『市民参加・市民協働とも、現在は行政サイドからの呼びかけによって行われる仕組みになっているが、活発な参加・協働を実現していくためには、市民の側から市民参加の手続きをとるべき事項を提案でき、市民公益活動団体の側から協働すべき事業に関して提案できる制度を実現することが必要である。』とし、条例改正の提言がされました。市はその提言を受け、平成19年第1回狛江市議会定例会に条例改正の議案を提出し可決されました。

ここに、市民の側から市の実施機関が市民参加の手続きを行おうとするもの、又は行っているものについて、市民参加の手続きの方法を市に提案できる「市民参加手続提案制度」と、市民公益活動団体の側から市民協働で行う事業について、市に提案できる「市民協働事業提案制度」が創設されました。

この提案制度を十分に機能させるために、活用マニュアルを作成しました。狛江市の市民参加と市民協働がより活発になることを願います。

平成24年4月
企画財政部政策室

市民参加手続提案制度

制度の目的

市民参加手続提案制度は、市が狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、市民参加の手続きを行おうとするもの、又は行っているものについて、市民から市民参加の手続きの方法を提案していただき、より活発な市民参加を実現していくことを目的としています。

提案制度の対象

①対象となる提案者

対象となる提案者及び署名者は、狛江市在住、在勤又は在学であり、申請提出日において18歳以上の個人であることが必要です。

狛江市民30人以上（提案者は含まない）の賛同者の署名を添付（任意様式）し申請することができます。

ただし、18歳未満の者を対象にする行政活動に対する提案については、当該対象者を18歳以上とみなします。（年齢要件は問いません）

②対象となる提案

対象となる提案は、市が狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例第5条第1項の規定に基づき市民参加の手続きを行おうとするもの、又は行っているもの（→3ページ「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」第5条第1項抜粋参照）について、市民は、その他の手続きの方法（→4ページ「市民参加手続の方法」参照）について、市の実施機関に提案することができます。

提案の提出

①申請

提案者は、次に定める書類を、狛江市役所4階の政策室へ提出していただきます。

- (1) 狛江市市民参加方法提案書（様式第1号）
- (2) 賛同署名簿（任意様式）

→7ページ「狛江市市民参加方法提案書」記入例参照

提案の審査

提案の審査は、市民から方法提案を受理してから4週間以内に、学識経験者・有識者・公募市民で構成する「狛江市市民参加と市民協働に関する審議会」（以下「審議会」という。）に諮問して行います。

審議会は、提出された書類を基にして、条例第5条第1項の市民参加手続の対象要件及びその他の手続が必要か否かについて審査を行い、市に答申します。

市は、審議会からの答申を受け、方法提案を採用か否かについての判断を行います。政策室はこの結果を提案者に通知するとともに、ホームページ上で公表します。

方法提案を採用する場合は、通知後4週間以内に市民参加の手続きを実施します。

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（第5条第1項抜粋）

（市民参加の対象）

第5条 市の実施機関は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加の手続きを行わなければならない。

- （1）市の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更
- （2）市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- （3）広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- （4）市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針、又はそれらの変更

【解説】

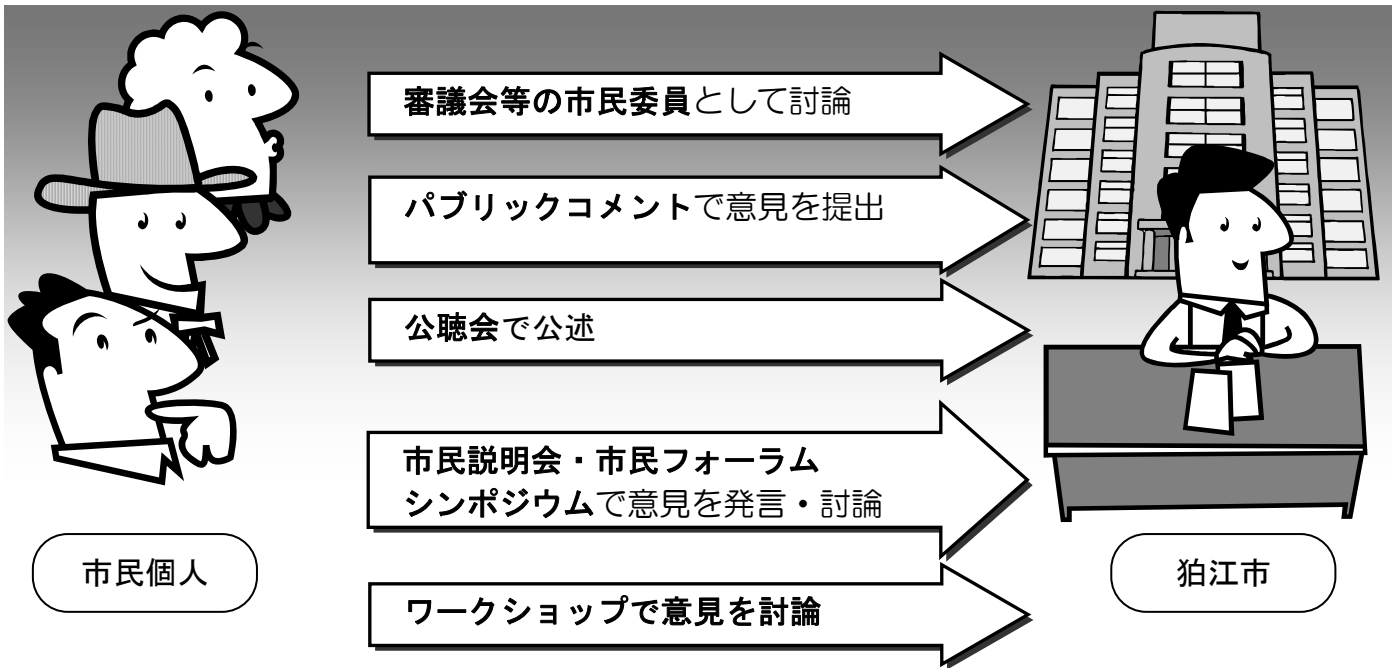
（1）「市の基本構想及び基本的事項を定める計画等」とは、基本構想や基本計画等の総合計画、福祉総合基本計画、環境基本計画、緑の基本計画、都市計画マスタープラン等、全市域を対象として将来の市の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的な事項を定める計画等をいい、「構想」、「計画」など名称を問うものではない。

（2）「市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例」とは、狛江市情報公開条例（平成12年条例第6号）、狛江市福祉基本条例（平成6年条例第13号）、狛江市環境基本条例（平成9年条例第5号）、本条例等、市政全般についての基本理念や基本方針等を定める条例を指す。なお、地方自治法第14条第2項の規定により、「市民に義務を課し、又は権利を制限する」には、条例によらなければならないとされているので、この号においては、市の規則や要綱は含まれない。

（3）「広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度」とは、基本的な計画や条例の改廃のほかにも市民に広く適用される制度を指す。具体例としては、市民憲章、他自治体との施設相互利用、条例規定ではない規則、要綱、基準等で定める市民サービスの提供などがある。

（4）「市民の公共の用に供される大規模な施設」とは、広く一般市民が使用する会館、ホール、公園等の公共用の施設をいう。「施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針」に加え、「又はそれらの変更」を加えたのは、既存の施設の移転や廃止、統廃合、あるいはそれらによる跡地利用計画（学校統廃合や施設再配置による跡地活用や処分計画等）等も対象に含めることとしたものである。

市民参加手続の方法



審議会等への市民委員・・・審議会、委員会、協議会等に市民の皆さんの多様な意見を取り入れ、行政活動に反映させるため、市民委員を募集しています。

※審議内容に興味のある方は、それぞれの会議で傍聴を受け入れています。また、資料・会議録を公表しています。（一部、非公開の審議会等もあります。）

パブリックコメント・・・政策等の策定途中で、その計画などの素案等を広報やホームページで公表し、それに対して市民の皆さんの意見、課題、問題点等の情報を提出していただき、その意見等を考慮して政策等を決定していく市民参加の方法です。

公聴会・・・市の将来に関わる重要事項の政策の策定において、パブリックコメント等の手続きをとってもなお市民の皆さんの意見が大きく分かれる場合に、公開の場で、それぞれの意見の主張者から直接その趣旨を聞く市民参加の方法です。

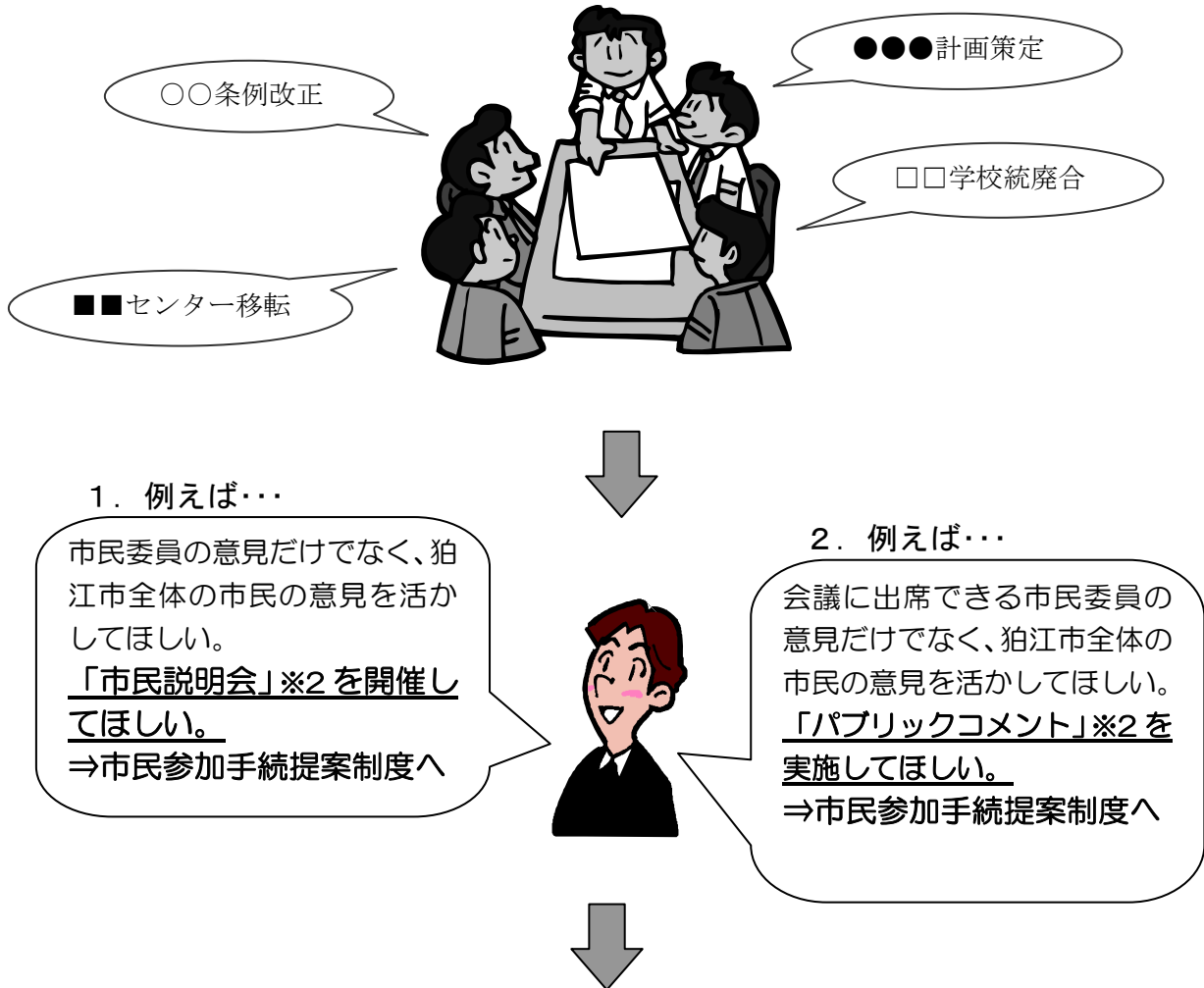
市民説明会・市民フォーラム・シンポジウム・・・政策等の策定途中に、説明や討論を行う会で、市民の皆さんが自由に参加できる市民参加の方法です。

ワークショップ・・・政策等の策定において、市民同士や市民と行政が自由な作業や議論を行いながら合意形成を図る市民参加の方法です。

狛江市 市民参加手続提案制度 事例

【事例】

狛江市では、〇〇条例改正、●●●計画策定などの行政活動※1を行うにあたり、市民委員※2を含む検討委員会のみで検討。市民説明会、パブリックコメントなどのその他の市民参加の手続をとる予定がない場合…。



次ページ 市民参加手続提案制度の流れへ

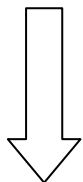
※1：3ページ「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」第5条第1項（1）～（4）に定めのある行政活動が市民参加の対象となります。

※2：4ページ「市民参加手続の方法」にある様々な方法又は、それ以外の方法を提案することもできます。

狛江市 市民参加手続提案制度の流れ

提 案

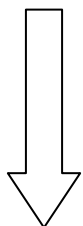
(提案者：在住・在勤・在学の個人)



- ・ 7 ページ「狛江市市民参加方法提案書」参照
提案できる内容 (条例第 5 条第 1 項の行政活動で、市の実施機関が行おうとするもの、又は行っている市民参加手続以外の手続方法)
- ・ 30 人以上の賛同署名の名簿を添付 (提案者は含まない)

受 付

(担当：政策室)

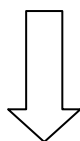


- ・ 書類のチェック
- ・ 担当部署への情報提供等の調整
- ・ 狛江市市民参加と市民協働に関する審議会に提案の市民参加手続が必要か否かについて諮問 (提案受付から 4 週間以内)

審 議 会

(狛江市市民参加と市民協働に関する審議会委員)

- ・ 審議 (条例第 5 条第 1 項の市民参加手続の対象要件及びその他の手続が必要か否かについて審査)



市の実施機関

審議会からの答申を受け、方法提案を採用か否かについて判断



採 用

不 採 用



参加の手続き (結果通知後 4 週間以内)

